

郵便入札について

1 郵送方法等

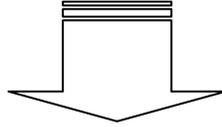
- (1) 郵送方法は、特定記録・簡易書留・一般書留のいずれかのみとする。それ以外は受け付けない。入札通知書及び入札公告に示す入札書送付期間内に送付すること。
(消印有効)
- (2) 入札案件ごとに1通送付すること。
- (3) 表封筒に「所定の入札用封筒に入った入札書」、工事費内訳書等を入れ、以下のとおり宛先を記載すること。(記載例のとおり。)

〒622-0292 「丹波郵便局留」 京丹波町監理課 あて

- (4) 表封筒には、工事番号、工事名、送付人の氏名及び住所を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。
- (5) 入札書は、所定の入札用封筒に入れ、封印等の処理をすること。
- (6) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。
- (7) 入札書の日付は、入札通知書及び入札公告に示す入札（開札）日を記入すること。
- (8) 入札を辞退する場合は、「入札辞退書在中」と朱書きした表封筒に所定の入札辞退届を入れ、入札（開札）日の前日までに、京丹波町監理課へ郵送または持参（必着）すること。

2 表封筒記載例

「所定封筒に入った入札書」「工事内訳書」「委任状」等



〒622-0292		
入札書 在中	京丹波町 監理課 宛	丹波郵便局留
工事番号		
工事名		
送付人 住所・氏名		

郵送方法は、特定記録・簡易書留・一般書留
表封筒は、角2を基本とする
「入札書在中」は、朱書きとする。